

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 28-14〕

第 1 当審査会の結論

諮問に係る下記の 4 つの表現活動（表現活動 1、表現活動 2、表現活動 3 及び表現活動 4。以下「本件表現活動」という。）は、いずれも大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

（表現活動 1）

平成 28 年 7 月に大阪市内の路上を外部スピーカー付きの乗用車（以下「本件街宣車」という。）で走行しながら当該外部スピーカーを用いて 2 人の表現活動者（以下「本件表現活動者 A」及び「本件表現活動者 B」という。）により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、本件表現活動者 A により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 1」という。）

（表現活動 2）

本件街宣活動のうち、本件表現活動者 B により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 2」という。）

（表現活動 3）

インターネット上のウェブサイト「ツイキャス」(<https://twitcasting.tv/>。以下「本件ウェブサイト」という。）の中の特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ 1」という。）において本件表現活動 1 及び本件表現活動 2 の発言内容並びにこれらを除く本件街宣車内でなされた発言内容を生中継動画により配信・公開し、視聴者から投稿されたコメントとともに視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 3」という。）

（表現活動 4）

本件表現活動 3 に係る生中継動画（以下「本件生中継動画」という。）を録画した動画（以下「本件録画」という。）を、本件ウェブサイトの中の特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ 2」という。）に掲載し、本件生中継動画及び本件録画の視聴者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 4」とい

う。)

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動1及び本件表現活動2に係る表現活動の単位について

本件表現活動1及び本件表現活動2は、本件街宣車を走行させながら順次行われたものであると認められるので、これらが不可分一体の表現活動であるのかを検討した。

本件表現活動1の冒頭では、本件表現活動者Aが、朝鮮学校への公金支出に反対する一同である旨を名乗る発言をしている。

しかしながら、本件表現活動者Aは、その意見で、こうした名称はその場で考えたもので、団体としての実態はない旨述べている。また、当審査会がこの名称についてインターネット上で調査を行っても、こうした名称の団体の存在は確認できなかった。また、本件表現活動1及び本件表現活動2が、上記名称とは異なる名称の団体によってなされたものであるとの情報も確認できなかった。

これらのことから、本件表現活動1及び本件表現活動2が団体による活動であると認めることはできなかった。

併せて、本件表現活動1及び本件表現活動2が、2人の弁士個人が共同した、不可分一体の表現活動と判断できる可能性があるため、その点の検討も行った。

2人の弁士の発言の中には、「私」ではなく「私たち」、「我々」と発言している部分も認められる。

しかしながら、客観的に見て、本件表現活動者Aの発言と本件表現活動者Bの発言は、本件表現活動者Aが、大要、朝鮮学校への税金投入などについて繰り返し発言しているものであることに対し、本件表現活動者Bは、朝鮮学校には触れず、韓国人の不法滞在や、条例への反対意見、人種差別撤廃条約や中国人の行為について発言しているものであり、本件表現活動者A及び本件表現活動者Bの発言内容が大きく異なっていることが認められた上に、全体の論旨と個別の弁士の発言内容の関係が明確に整理されているような部分も見受けられなかった。この点、本件表現活動者Aは、その意見で、本件表現活動者Bとは事前の打合せはしておらず、本件表現活動者Bが何を発言するかは把握していなかった旨述べている。

以上のことから、当審査会は、本件表現活動1及び本件表現活動2は、本件表現活動者A及び本件表現活動者Bのそれぞれによる独立した表現活動であると認め、以下、本件表現活動1及び本件表現活動2のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、

同項各号のいずれかに該当する場合には、同条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

2 本件表現活動 3 及び本件表現活動 4 の調査審議対象について

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）が提出した申出書によると、申出の対象としては、本件表現活動 1 及び本件表現活動 2 ないし本件生中継動画を配信・公開した行為（以下「本件生中継行為」という。）である旨が記載されている。

しかし、本件表現活動 3 が配信・公開された本件ウェブページ 1 及び本件表現活動 4 が配信・公開された本件ウェブページ 2 には、視聴者から投稿されたコメントも、併せて表示されていた。

そこで、本件表現活動 3 及び本件表現活動 4 の調査審議対象をどの範囲とすべきかについて検討し、次のとおりとした。

本件生中継動画（本件ウェブサイトでは、本件表現活動 1 及び本件表現活動 2 の生中継時に本件生中継動画を配信・公開した後、本件録画についても配信・公開できる仕組みとなっている。）が掲載される本件ウェブページ 1 には、本件生中継動画のほかに、本件生中継行為が行われている間、視聴者から投稿されたコメント（以下「本件コメント 1」という。）が掲載される。

また、本件生中継行為の終了後、本件録画が配信・公開された際には、本件コメント 1 は、本件ウェブページ 2 に移されて掲載され、同終了後にさらに本件録画の視聴者から投稿され追加されたコメント（以下「本件コメント 2」といい、以下本件コメント 1 及び本件コメント 2 を併せて「本件コメント」という。）もともに掲載される。

しかしながら、本件コメント 1 については、本件生中継動画に付随するものとして本件生中継動画と一体となって視聴対象となったものであり、本件生中継動画の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件生中継動画を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

同様に、本件ウェブページ 2 における本件コメントについては、本件録画（その内容は本件生中継動画と同じものである。以下同じ。）に付随するものとして本件録画と一体となって視聴対象となったものであり、本件録画の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件録画を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

さらに、条例第 11 条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように

留意しなければならない。」と規定されており、本件において、ヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたっては、本件コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。

以上の点を考慮し、申出の対象が本件コメントではなく本件表現活動1及び本件表現活動2ないし本件表現活動1及び本件表現活動2を含む内容を配信・公開した行為とされている本件においては、本件表現活動3及び本件表現活動4に係る条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず、本件生中継行為及び本件録画を本件ウェブページ2に掲載した行為についてそれぞれ検討することとし、その上で、本件表現活動3又は本件表現活動4のヘイトスピーチ該当性について直ちに判断しがたい場合その他特段の事情がある場合には、本件ウェブページ1又は本件ウェブページ2では視聴者によって本件表現活動3又は本件表現活動4に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、本件表現活動3又は本件表現活動4と本件コメントとの関係や本件コメントによる本件表現活動3又は本件表現活動4への影響について検討することとした。

3 本件表現活動4の調査審議対象とする時点について

(1) 調査審議の対象とする時点について

本件コメントの内容は、本件コメント1については、随時、削除が、本件コメント2については、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件表現活動4の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件コメントの内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、申出を受けて大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成28年7月22日時点における本件コメントの内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件録画は本件ウェブページ2から削除され視聴できない状態になっていることが、平成30年10月19日の時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成28年7月22日時点においては、本件表現活動4及び本件コメントが不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

4 申出人等からの意見等

(1) 申出人

申出人からは、条例第9条第3項に基づき口頭での意見陳述が行われた。

申出人の意見は、申出書及び口頭での意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- ・本件については、とりわけ在日コリアンが集住している地区で行われたということに留意してほしい。
- ・北朝鮮による拉致、核実験等について、在日コリアン住民、在日本朝鮮人総聯合会大阪府本部（以下「朝鮮総連」という。）関係者、朝鮮学校関係者の大多数は、何の責任も有しない。
- ・であるにもかかわらず、あたかもその責任があるかのように宣伝し、また「(在日)朝鮮人」が日本で暮らしているのは日本国/日本人の恩恵で、税金を貪っている、犯罪を行っているかのように虚偽を宣伝することは、条例第2条第1項第1号ウ、同項第2号アに相当する。
- ・集住地域において、拉致問題に対する報復という体裁をとりながら、在日コリアンに対し、税金を貪っている、犯罪を行っているのと同じというようないわれのない誹謗中傷を一方的に行われることは本意であり、憤りを感じている。
- ・拉致問題については、被害者の方や支援者の方と同じように憤りを持っている者の一人であり、我々は日本人の税金を貪って生きているわけでもなく、犯罪を行っているわけでもない。
- ・大阪市内にて、街宣車のスピーカーを使って街宣しており、韓国人・朝鮮人を一括りにして、軒並み不法滞在者、犯罪を繰り返している、売買春に関わっているとといったような一方的な誹謗中傷を行っている。
- ・これらは、「日本国籍を有しない韓国・朝鮮人」に対する差別を扇動するものである。
- ・韓国人や朝鮮人の不法滞在者として、犯罪者等を非難する体裁をとっているが、誰が「不法滞在者」で、誰が「適法滞在者」であるかを見分けることは一般人には不可能であり、これらの発言は、日本に在留する全ての韓国・朝鮮人が不法滞在者であるかのような偏見を流布する行為であり、ことさらに犯罪の脅威を強調することで、韓国・朝鮮人への敵意、憎悪、嫌悪を扇動する行為である。
- ・さらに、退去を求める旨あるいは韓国政府の公的機関が帰還にかかる対応をすべき旨などの発言は、社会からの排斥を主張するものであ

る。

- ・これらは、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも相当し、また、語気を強めた大音量で行っていることから、条例第2条第1項第2号ア及びイに相当する。
- ・本件街宣活動の一部は、集住地域ではないが、繁華街で行われた街宣であり、必然的に街宣を聞く人数も多く、集住地域で行われる以上に対外的な影響があると考え。場合によっては、不法滞在、犯罪者、売買春といったデマを聞いた人たちの中には、それを信じてしまう、つまり、差別の扇動の影響を受けてしまった人たちが少なからずいてもおかしくない。
- ・本件では、街宣に加えて、生中継を行っているという点で被害の拡大を招いている。
- ・街宣の内容について、その時の社会の不安をとらまえて、それに結びつけるような形で、従業員と同じであるなどと恐怖をあおり、それと併せて何の関係のない人についても、それと同視して、周りの人から排除しようというその悪質性に特に注目してもらいたい。
- ・不法滞在と結び付けて、何ら不法ではないにもかかわらず、不法滞在と決めつけた上で、こういう人がいるから排除してくださいと言っている。
- ・人種差別撤廃条約第1条を持ち出しているが、同条から全く読み取れないにもかかわらず、同条により外国人は排除できるという誤った解釈に基づいた言動を行い、それがさも正当であるかのように見せているという点で、単なる侮辱発言よりも悪質性が高い。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 本件表現活動者A

本件表現活動は2人で実行されているが、本件表現活動者Aからは意見書の提出及び口頭意見陳述がなされているものの、本件表現活動者Bについては、当審査会から条例第9条第1項に基づき照会したものの、応答がなかったため、以下本件表現活動者Aにかかる意見書及び口頭での意見陳述について記載する。

本件表現活動者Aの意見は、条例第9条第2項に基づき提出された意見書及び条例第9条第3項に基づき行われた口頭での意見陳述から、概ね次のとおりである。

- ・本件表現活動1について、ヘイトスピーチをしたつもりはない。普段から正々堂々と日本人らしい発言をと考え、行った活動である。その中でもし妨害があれば、妨害者に対して発言しているが、それ

でもヘイトスピーチはしていないつもりだ。

- ・本件表現活動 1 は、チャイナ独裁政権が中華思想により行き過ぎた覇権主義で元々別の国であったチベット・東トルキスタン・モンゴルに軍事侵攻し虐殺・差別による迫害・拷問などを繰り返すなど人間の基本的な人権を弾圧していること、また日本を含む周辺諸国に魔の手を延ばして来ていることへの批判であり日本国憲法に保障された範囲での政治活動である。
- ・チャイナでは 2010 年に国防動員法が施行されていて有事となれば政府からの命令一つで中国人は日本国内で蜂起しなければならないという状況が続いている。日中友好という美名を弄して、中には主権の重要要素である日本の国土の切り売りを手助けしている議員まで現れる始末である。そして日本の技術や国益が吸い取られているのが現状である。
- ・一人でも多くの日本国民に真実を知らせ目覚めてもらわねばこの日本は守れないのであるが、真実を語られたら困る人たちもいる。この妨害者たちは路上で拡声器などを勝手に使い一般通行人にも罵声を浴びせかけるなど目に余るものがある。
- ・立件することが難しい中国人スパイによる表沙汰となった事件がいくつかあるが、私たちは、このような客観的事実を基に中共政府への批判をしているだけであって、より多くの日本国民へ周知するための活動を行っている。
- ・本件表現活動 1 及び本件表現活動 2 は、団体ではなく個人で行った活動である。
- ・当日、名乗った名称は、実体のある団体ではなくその時だけのものである。
- ・本件表現活動者 B とは街宣活動について事前の打ち合わせはしておらず、相手が何を発言するかは把握していなかった。
- ・私は街宣活動のルートの選定に関わっていない。
- ・ルートの選定は当日決めるが、私は関わっていない。運転しているのは本件表現活動者 B である。
- ・本件表現活動 1 について具体的には覚えていない。しかしながら、他の外国人学校に補助金が出されているのならわかるが、なぜ朝鮮学校に対してだけ補助金が出されているかを感じており、昔から一貫してそう発言している。
- ・本件表現活動者 B による発言の記憶はないが、たまに過激な発言はあるものの、普段からヘイトスピーチであると思うような発言を

あまりする人ではなかった。

- ・街宣中に、ツイキャスのコメントで助言等があれば、その内容をそのまま発言することもあるが、その場合は、発言の前にその事実関係を確認はしていない。
- ・ツイキャスのコメントは街宣中には確認するが、あとで確認はしないし、確認方法も知らなかった。
- ・普段、ツイキャスにアップする責任者は色々だが、本件表現活動3について、当日アップした人物については記憶にない。
- ・本件表現活動3について、一般公開していたかどうかは忘れた。
- ・本件表現活動4について、ツイキャスの生中継後、録画は自動的に公開されるもので、意識をして公開の設定はしていない。
- ・個人的な事情により、3年前かそれ以前に動画をすべて非公開にしている。
- ・ツイキャスのアカウントは本件表現活動者Bと共同で管理している。

イ 本件表現活動者B

本件表現活動者Bに対する条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会の付与について、申出書には、本件表現活動者Bの氏名に関する情報が記載されていたが、所在が判明するほどの情報ではなかった。

当審査会でインターネット上の情報を調査したところ、本件表現活動者Bが開設したものと考えられるウェブページが複数認められたため、それらの連絡先に対し、当審査会から同項に基づく意見提出等の機会を付与するために、本件表現活動者Bの所在に関する情報(以下「本件所在情報」という。)が必要となることを説明した上で、本件所在情報の提供を求めたが、回答はなかった。

また、本件表現活動者Aに確認したところ、本件表現活動者Bとの連絡が可能との回答を得たので、本件表現活動者Aに対し、前記と同様の趣旨で、本件表現活動者Bから当審査会事務局宛てに本件所在情報を伝えてもらえるよう、本件表現活動者Bに当審査会の意思を伝達することを依頼し、本件表現活動者Aからは、承諾する(本件表現活動者Bに連絡する)旨の言明があったが、その後、本件表現活動者Bから当審査会事務局宛てには連絡はなかった。

また、本件に関し、このほかには、本件表現活動者Bの所在の特定に資するような情報も見当たらないことから、本件表現活動者Bについては、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

5 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1及び本件表現活動2について

本件表現活動1及び本件表現活動2は、いずれも、大阪市内で行われたことが本件録画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動3について

本件表現活動3は、大阪市内において、撮影等、生中継を実現するための何らかの行為を行っていることは本件録画から明らかなので、大阪市内において行われたといえることから、条例第5条第1項第1号に該当する。

(3) 本件表現活動4について

本件録画では、集住地域でここには朝鮮人たちが多く住んでいるが、日本に住み、日本の行政サービスを受用しながら抗議をしないことについて非難する旨の発言が収録されており、大阪市民である在日韓国・朝鮮人に関する表現活動であると明らかに認められることから、本件表現活動4は、条例第5条第1項第2号アに該当する。

6 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号の該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

ア 条例第2条第1項第2号アについて

本件表現活動1では、朝鮮学校への税金の投入に反対する旨の発言が多数回繰り返されており、税金の使途について意見を述べていることが認められる。反対の理由として朝鮮学校の授業では北朝鮮の政治指導者を神格化し、独裁政治を支える思想教育を行っているうえ朝鮮総連と一体となった学校人事や運営が行われている旨や、教員が教員免許を持っていない旨など公の支配に属していないという趣旨を述べているが、当該趣旨は、政府の一機関が作成した資料に係る参議院宛での質問主意書に対する回答や地方公共団体が作成した朝鮮学校に関する調査報告書に記載された内容と同様であるものと認められる。また、自治体から朝鮮学校に公金が支出されているが、朝鮮学校から朝鮮総連や北朝鮮に資金が流出していることが関係者の内部告発で明らかになっている旨や、朝鮮学校の資金が核兵器、弾道ミサイル、覚せい剤、拉致事件などのテロ行為の資金として利用されているという趣旨も述

べているが、同内容の報道が一部報道機関でもなされていることが、認められる。

さらには、朝鮮学校は、北朝鮮の下部組織である朝鮮総連が運営しているが、朝鮮総連は、拉致事件で重要な役割を果たしている旨述べた後、拉致事件、覚せい剤の密輸など、複数の犯罪行為に朝鮮学校の元教員や元校長が関与しており、いずれも国際指名手配されている旨を述べ、朝鮮学校への公金支出は日本国憲法 89 条に違反している旨主張しているが、当審査会が、令和元年 7 月 9 日に警察庁ホームページを確認したところ、北朝鮮の工作人員やその共犯者が日本人拉致事件に関して国際指名手配されていることが認められ、それらの手配を受けている者の中には、朝鮮学校の元教員であると複数の一般雑誌にて報道されている者も含まれていることが認められる。

これらのように、本件表現活動 1 の全体の論調は、税金の用途についての意見を述べているとともに、その意見の前提には、朝鮮学校に対する朝鮮総連や北朝鮮政府の影響力をうかがわせるような、国及び地方公共団体の作成した資料並びに報道機関による報道内容があると考えられるので、こうした情報をもとに、税金の使い方について上記のように意見を述べることについては、基本的に、在日韓国・朝鮮人への侮蔑や誹謗中傷であるとはいいがたい。

一方、本件表現活動 1 の一部には、上記の全体的な傾向とは別に、当該朝鮮学校の生徒に対し、恥を知るべきであるとの呼びかけもあるが、その後、自分たちが教わっている民族の歴史は明らかな誤りであることを認識すべきであると続いており、日本や国際社会の認識と異なる、北朝鮮特有の歴史観に基づく内容も朝鮮学校で教えられているという認識をもとに、児童・生徒各自の学習内容によって異なる認識を持つことを伝達する内容となっていることからすると、朝鮮学校の生徒を侮蔑・誹謗中傷することが明確な発言であるとまではいいがたい。

さらに、拉致問題に言及した後に、日本に住み、日本の行政サービスを享受していながら、拉致問題に言及しない朝鮮人は工作人員と同じである旨の発言が認められ、同発言は、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑し、又は誹謗中傷するものであるとも考えられるが、概ね約 40 分にわたる本件表現活動 1 の中で、こうした発言がわずかに行われただけであること及びその発言内容の程度を本件について勘案した場合、当審査会が調査した限りにおいては、条例第 2 条第 1 項第 2 号アで定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷性が認められるものかどうかについて、明確に該当すると判断できる程度には至らなかった。

イ 条例第2条第1項第2号イについて

本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人の集住地域を出発点とし、周辺の道路を2周した上で、その後、別の集住地域で、発言を終えている。

また、その中で、前記アのとおり、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑し、又は誹謗中傷するものであるとも考えられる発言などを行っているものの、同発言内容を見る限り、本件表現活動1を見聞した在日韓国・朝鮮人のうち条例第2条第1項第2号イで定める相当数のものに、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとまではいえない。

(2) 小括

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号に該当するとまで認めることはできないことから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

7 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号の該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

ア 条例第2条第1項第2号アについて

本件表現活動2においては、不法滞在者について、早期に日本からの退去を求める旨の発言と、退去に関して、日本政府及び韓国政府に協力を求める旨の発言が認められる。

また、同じく、不法滞在者又は違法な売春に関わるものについて、韓国総領事館が何らかの対策を講じるべきであるとの発言をしている。

こうした発言では、表現の主題を不法滞在者の問題に絞っていることが表現上明確であることを考慮すると、条例第2条第1項第2号で定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷性が認められるとまではいえない。

この点、申出人は、その意見の中で、一般人からは、通常、不法滞在者と適法な滞在者を見分けることができないことを論拠に、本件表現活動2は、在日韓国・朝鮮人のすべてが不法滞在者であるかのような偏見を流布する行為であると述べている。

しかし、今日の一般人の認識上、在日韓国・朝鮮人の多くが不法滞在者であると捉えられているとは言い難い。しかも、申出人の意見のように解すると、外国人不法滞在者の問題の議論を公の場で行うこと自体

を困難化させることにもつながりかねず、条例第 11 条に規定された表現の自由等との関係を考慮しても、申出人の意見を根拠に、侮蔑性や誹謗中傷性を認めることは困難である（なお、この発言に関連していると考えられる一般雑誌の記事によると、日本にいる韓国人売春婦の数は 2 万人とされており、本件表現活動者 B が発言した数字については誇張されている可能性もあるが、これまで述べた理由を考慮すれば、本件についてみる限り、侮蔑性や誹謗中傷性に関する判断に影響を与えるものではない）。

さらに、本件表現活動 2 では、日韓通貨スワップ協定について、韓国が、一旦は同協定の延長の必要性を認めず終了しておきながら、自国の状況が悪化したとたんに従来態度を一変させ、協定の再開を日本に求めてきたとして、当時の韓国大統領を物乞いに例えているが、上記表現は、当時の同大統領ないし韓国政府の政治姿勢や政治判断を非難することが趣旨とも考えられ、また、同大統領は国家権力を有する存在であり、そうした権力を有する役職者に対して一般人が行う批判は、ある程度は激しい表現でなされることも許容しなければ、健全な民主主義の発展をかえって阻害しかねないことも併せて考慮すれば、上記表現をもって、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団に対する相当程度の侮蔑・誹謗中傷性が認められるとまではいえない。

また、本件表現活動 2 では、人種差別撤廃条約について独自の見解を述べた上で、世界共通に国民には国民ではない国内在住者を排除する権利がある旨の主張を展開しており、その中で、在日韓国・朝鮮人に触れている部分もあるが、他の外国人についても具体的な名称をあげて主張している上、外国人一般についても同様の取扱いとなると述べているなど、特定の人種・民族について述べているものとまでは言い難い。

このほか、本件表現活動 2 では、中国共産党や中国人に触れた発言を行っているが、中国人に対する侮蔑や誹謗中傷に該当するほどの表現は見受けられなかった。

以上のことから、本件表現活動 2 は、条例第 2 条第 1 項第 2 号アには該当しない。

イ 条例第 2 条第 1 項第 2 号イについて

本件表現活動 2 では、前記アに記載したとおり、早期に日本からの退去を求める旨の表現もされているが、不法滞在者に絞った表現であり、これ以外の表現の内容や表現活動の態様も含め、本件表現活動 2 を見聞した在日韓国・朝鮮人の相当数に、自らの生命、身体又は財産に関す

る脅威を感じさせるものがあるとはいえない。

(2) 小括

よって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号には該当しないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

8 本件表現活動3及び本件表現活動4のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動3及び本件表現活動4の態様について

本件表現活動3及び本件表現活動4では、それぞれ、本件表現活動1及び本件表現活動2における弁士の発言内容に加え、弁士の、外部スピーカーを通していない発言（以下「車内発言」という。）が認められる。

(2) 車内発言について

車内発言では、本件表現活動者Aが日本に住み、日本の行政サービスを受用していながら、拉致問題に言及しない朝鮮人は作員と同じであり、自ら抗議すべき旨や、多くの朝鮮人は北朝鮮や韓国からの密航者である旨発言していることが認められる。当該発言は、外部スピーカーを通していないことから、周りの聴衆には聞こえておらず、本件表現活動3及び本件表現活動4の視聴者にしか視聴できないものであることが認められる。

以上を踏まえて、本件表現活動3及び本件表現活動4のヘイトスピーチ該当性を検討する。

(3) 本件表現活動3の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

ア 条例第2条第1項第2号アについて

本件表現活動3の生中継行為に係る本件録画での弁士2人の発言内容を総合的に判断すると、本件表現活動者Aが、拉致問題に言及した後に、拉致問題に言及しない朝鮮人は作員と同じである旨の発言をし、また、同じく本件表現活動者Aが、朝鮮人は自ら抗議すべきである旨と多くの朝鮮人は北朝鮮や韓国からの密航者である旨発言していることが認められる。

これらの発言を含めた内容をインターネット上で配信・公開する行為は、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑し、又は誹謗中傷するものであるとも考えられるが、概ね約1時間30分にわたる本件表現活動3に係る生中継行為に係る本件録画の中で、こうした発言部分がわずかしかなされなかったこと、またその発言内容の程度を本件について勘案した場

合、条例第2条第1項第2号アで定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷性が認められるものかどうかは、直ちに判断できない。

イ 条例第2条第1項第2号イについて

本件表現活動3の生中継行為での弁士2人の発言では、在日韓国・朝鮮人一般を侮蔑し、又は誹謗中傷するものであるとも考えられる表現や、早期に日本からの退去を求める旨の表現もされているが、本件表現活動3がインターネット上の表現であることなどを総合的に勘案すると、本件表現活動3を見聞した在日韓国・朝鮮人の相当数に、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとはいえない。

ウ 本件表現活動3と本件コメント1との関係及び本件コメント1による本件表現活動3への影響について

本件ウェブページ1は、本件表現活動3に係る生中継行為がなされている間、視聴者によって、同生中継の内容に関するコメントを投稿することができる仕組みとなっていることを考慮すると、本件表現活動3の条例第2条第1項第2号ア該当性の調査審議に当たっては、本件表現活動者A又は本件表現活動者Bが本件表現活動3を通じて特定のコメントを誘引していると客観的に認められる場合であって、当該コメントによって本件生中継動画自体では直接表現されていない表現内容が顕在化ないし増幅していると明らかに認められるときには、当該コメントにより顕在化ないし増幅された本件表現活動3の表現内容についても調査審議の対象とすべきであると考えられる。

エ 本件表現活動3によるコメントの誘引や本件コメント1による本件表現活動3の表現内容の顕在化ないし増幅について

本件表現活動3に係る生中継行為については、本件表現活動者Aが朝鮮人は自ら抗議すべき旨や、多くの朝鮮人は北朝鮮や韓国からの密航者である旨を視聴者に呼びかけるような形で発言し、本件生中継を視聴している者からの賛同を期待するような内容を含むものとなっていること、視聴者がコメントを自由に投稿できる状態に置いていることからすれば、本件表現活動者Aが本件生中継行為を通じてその趣旨や内容に沿ったコメントを誘引しようとしているようにも受け取れる。

しかしながら、本件コメント1では、本件表現活動者Aに対し、密航者の子どもたちが日本の行政サービスを楽しんでいる旨のコメントが認められるものの、このコメントは、本件表現活動者Aの発言内容に含まれている範囲で寄せられているにすぎず、件数も1件に過ぎない。それ以外に在日韓国・朝鮮人や中国人を侮蔑し、又は誹謗中傷していると認められるコメントで、本件表現活動者Aの発言内容にはみられない

か、あるいは、本件表現活動者Aの発信内容を多数回にわたり繰り返すようなものは認められず、本件コメント1により、本件表現活動3の趣旨や内容が顕在化ないし増幅されているとは認められない。

こうしたことからすると、結局、本件表現活動者Aの発言の態様が、原稿を読み上げる形で淡々と自説を主張しているものであることも影響してか、本件表現活動者Aによる誘引行為も十分なものであるとまでは評価できない。

オ 小括

以上のことから、本件表現活動3は、条例第2条第1項第2号には該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

(4) 本件表現活動4の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

ア 条例第2条第1項第2号アについて

本件表現活動4は本件生中継動画を録画したものであり、本件コメント1を同時に視聴できることから、前記(3)同様、条例第2条第1項第2号アで定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷性が認められるものかどうかは、直ちに判断できない。

イ 条例第2条第1項第2号イについて

本件表現活動4は本件生中継動画を録画したものであることから、前記(3)同様、本件表現活動4を見聞した在日韓国・朝鮮人の相当数に、自らの生命、身体又は財産に関する脅威を感じさせるものであるとはいえない。

ウ 本件表現活動4と本件コメント2との関係及び本件コメント2による本件表現活動4への影響について

本件ウェブページ2は、本件表現活動4に係る本件録画の視聴者によって、本件録画の内容に関するコメントを投稿することができる仕組みとなっていることを考慮すると、本件表現活動4の条例第2条第1項第2号ア該当性の調査審議に当たっては、本件表現活動4に係る表現活動を行ったもの(以下「本件録画掲載表現活動者」という。)が本件表現活動4を通じて特定のコメントを誘引していると客観的に認められる場合であって、当該コメントによって本件表現活動4に係る本件録画自体では直接表現されていない表現内容が顕在化ないし増幅

していると明らかに認められるときには、当該コメントにより顕在化ないし増幅された本件表現活動4の表現内容についても調査審議の対象とすべきであると考えられる。

エ 本件表現活動4によるコメントの誘引や本件コメントによる本件表現活動4の表現内容の顕在化ないし増幅について

本件表現活動4に係る本件録画の掲載については、本件録画の中で本件表現活動者Aが朝鮮人は自ら抗議すべき旨や、多くの朝鮮人は北朝鮮や韓国からの密航者である旨を視聴者に呼びかけるような形で発言している内容を、本件録画掲載表現活動者が掲載することにより、本件録画を視聴している者からの賛同を期待するような内容を含むものとなっていること、本件録画の視聴者がコメントを自由に投稿できる状態に置いていることからすれば、本件録画掲載表現活動者が本件録画及び本件コメントを掲載することを通じてその趣旨や内容に沿ったコメントを誘引しようとしている。

しかしながら、本件コメント2では、驚きの意味をおどけた表現で表したコメントが1件認められるのみであり、本件録画における弁士の発言内容や本件コメント1の内容にはみられないか、あるいは、これらの内容を多数回にわたり繰り返すようなものは認められず、本件コメント2により、本件表現活動4の趣旨や内容が顕在化ないし増幅されているとは認められない。

こうしたことからすると、結局、本件録画掲載表現活動者による誘引行為も十分なものであるとまでは評価できない。

オ 小括

以上のことから、本件表現活動4は、条例第2条第1項第2号には該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

9 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度 平 28-14

年 月 日	経 過
平成 28 年 8 月 29 日	諮問 (ヘイトスピーチ該当性等の有無)
平成 28 年 8 月 29 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 2 月 14 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 2 月 16 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 3 月 16 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 4 月 20 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 5 月 18 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 7 月 13 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 8 月 31 日	申出人口頭意見陳述、調査審議 (論点整理)
令和 元年 5 月 27 日	調査審議 (論点整理)
令和 元年 8 月 28 日	調査審議 (論点整理)
令和 元年 9 月 27 日	調査審議 (論点整理)
令和 元年 10 月 31 日	調査審議 (論点整理)
令和 元年 12 月 23 日	調査審議 (論点整理)
令和 2 年 1 月 10 日	調査審議 (論点整理)
令和 2 年 3 月 30 日	調査審議 (論点整理)
令和 2 年 4 月 30 日	調査審議 (論点整理)
令和 2 年 6 月 8 日	本件表現活動者 A から意見書の提出
令和 2 年 12 月 18 日	調査審議 (論点整理)
令和 3 年 1 月 22 日	調査審議 (論点整理)
令和 3 年 2 月 15 日	調査審議 (論点整理)
令和 3 年 4 月 27 日	調査審議 (論点整理)
令和 3 年 5 月 19 日	調査審議 (論点整理)
令和 3 年 9 月 29 日	調査審議 (論点整理)
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議 (論点整理)
令和 3 年 11 月 30 日	本件表現活動者 A 口頭意見陳述
令和 3 年 12 月 7 日	調査審議 (論点整理)
令和 4 年 1 月 31 日	調査審議 (論点整理)
令和 4 年 2 月 9 日	調査審議 (論点整理)

令和 4年 3月 4日	調査審議（答申案）
令和 4年 4月 18日	調査審議（答申案）
令和 4年 4月 26日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）